

李卿氏の会員資格について

全日本中国人博士協会は、令和元年6月9日、李卿氏に対し、その会員資格の停止および理事の資格はく奪の処分を行い、その後、李卿氏から、会員及び理事の地位にあることの確認並びに損害賠償を求める訴訟を提起されていました。当協会は、李卿氏のこれまでの当協会における活動及び貢献のほか、同氏が本件訴訟は当協会の運営等が改善されることを真摯に望んで提起したものである旨を陳述しているところ、当協会においては、本件訴訟において当協会の上記の各処分に関する主張等を十分に尽くしたことなどを踏まえて、上記の訴訟の控訴審である東京高等裁判所令和3年(ネ)第2405号、同第2958号地位確認及び損害賠償請求控訴事件において、李卿氏に対する上記の会員資格停止の処分を撤回し、李卿氏は同控訴事件における当協会に対するその余の請求を放棄する旨の訴訟上の和解をしましたので、その旨を会員の皆様にお知らせします。

以上